

クリーニング所における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

令和3年3月2日改訂

令和3年12月1日改訂

令和4年12月14日改訂

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」(2020年10月23日)、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(2022年2月4日)等に留意しながら、家庭の一般的な洗濯物を取扱うクリーニング所を念頭に、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

営業者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、感染リスクが高まる「5つの場面」(①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間にわたる飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり)について該当するところがないか点検し、対策を実施する。

また、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「3つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

なお、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意する。

3. 営業者が講ずるべき具体的な対策

(1) リスク評価

営業者は変異株の拡大もふまえ、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染 (①) と飛沫感染 (②)、エアロゾル感染 (③) のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

① 接触感染のリスク評価

複数の従業員や顧客と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位 (受渡し台、作業台、プレス機やアイロンの持ち手、洗濯機・乾燥機等の取手及び操作盤、洗剤及びしみ抜き等の薬剤の容器、ハンガー、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、筆記用具などの事務用品、キーボード、マウス、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、洗濯物の集配車のハンドル等) には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で声を出す場所や未処理の洗濯物を取扱う作業がどこにあるか等を評価する。

③ エアロゾル感染のリスク評価

空間のエアロゾル除去 (換気) 性能の確保、エアロゾルの発生が多い行為等への対応、換気量増加 (窓開け換気) の副作用への配慮等を評価する。

なお、エアロゾル感染については、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照すること。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

(2) 施設内の各所における対応策

① 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- 顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、マスクの着用や換気の徹底を前提に「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努め、真正面での立ち位置を避けるなど工夫する。なお、長時間対面で会話をする場合等、飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な身体的距離の確保又は飛沫飛散防止スクリーンの設置を行う。
- 変異株の拡大もふまえた正しいマスク等の着用 (従業員及び顧客に対する周知) 及び咳エチケットの励行。
- 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う (品質の確かな、できれば不織布を着用)。

- なおマスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照し、マスク着用を推奨する場合、またはマスク着用が必要ない場合およびマスクを外すことを推奨する場合について職場内で明確にし、周知しておくこと。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
 また、病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること。
- 大声を出さないよう施設内に掲示し、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。
- アルコール擦式等による手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの励行。なお、顧客の衣類等を預かるという業務の特性上、受付や洗濯時での被洗物取扱い時において手指消毒用にアルコール等を用いた場合は、衣類等に影響が及ばないように細心の注意を払い、衣類等の保護に努めること。
- 変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
- 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- また、換気について新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」の「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」を参考に取り組む。
 ※いずれの場合も、必要な換気量目安
 1人当たり換気量 30m³/時
 二酸化炭素濃度目安 おおむね1,000ppm以下とする。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf
- HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- 施設の定期的な清掃、高頻度接触部位の消毒を行う。
- クリーニング所および洗濯物の集配車輛には、未洗濯のものと洗濯済みのものを区分して入れる容器・設備等を備え、洗濯物を収納する。仕上げの終わった洗濯物の保管は、包装するか格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。
- 洗濯前の被洗物と洗濯後の被洗物を取扱う際の動線が交差しないよう留意するとともに、特に洗濯前の被洗物を扱った後に洗濯後の被洗物を扱う場合には手指の消毒や石鹸と流水による手洗いを徹底する。
- 複数の従業員や顧客が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする。
- 店舗併設型の受け渡しBOXを設置・活用している場合には、定期的又は被洗物の預かり及び引き渡しごとにBOX内や取手等の消毒を行う。
- 集配の際は、予め訪問先に連絡し了解をいただいたうえで訪問するとともに、受渡時には必ずマスクを着用する。加えて、集配で顧客宅に伺う前後には手指消毒を行う。
- 集配車に複数人で乗車する場合には、マスクの常時着用および大声や長時間の会話を控えること、換気徹底をはじめとする感染対策に留意する。

② 症状のある方の来店制限等

- 新型コロナウイルスに関しては、自宅待機者や濃厚接触者はもちろんのこと、発症していない人からの感染もあると考えられる。そのため、来店前の検温又は来店時の検温を行い、発熱の有無の確認を行うよう努めるほか、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人が来店しないように呼びかけること。
- 密にならないよう店内における顧客数を制限し、順番待ちの際には人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保すること。
- 顧客にも入店時のマスク着用の呼びかけを徹底する。マスクを持参していない顧客へは、入店をお断りすることも検討すること。

③ 受取及び引渡

- 従業員は常にマスクを着用すること。飛沫飛散防止スクリーンを設置した場合は定期的に清拭消毒をすること。またレジではコイントレーでの現金受渡を励行するとともに、キャッシュレス決済の利用を促進すること。
- 顧客に対し、新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者が使用した洗濯物や吐しゃ物やふん尿の付着した物品の持込みは控えていただくよう周知すること。
- ポケット残留物（ハンカチ・マスク等）は来店前にあらかじめ顧客に確認してもらうよう促し、受付での衣類点検時に発見した際には顧客自身に取り出してもらうこと。

④ トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- 共用のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備するよう徹底する。
- ハンドドライヤーの使用は可とする。

⑤ 従業員の休憩室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。
 1. （食事、喫煙を含む）休憩・休息の際は、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
 2. 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。
 3. 休憩スペースの常時換気。
 4. 共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。
 5. 入退室前後の手洗い徹底。

⑥ ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液等が付着したマスクやティッシュ等のゴミを捨てる際は、ゴミに直接触れることがないようにゴミ袋をしっかりと縛る。
- ゴミを捨てた後は、手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑦ 清掃・消毒

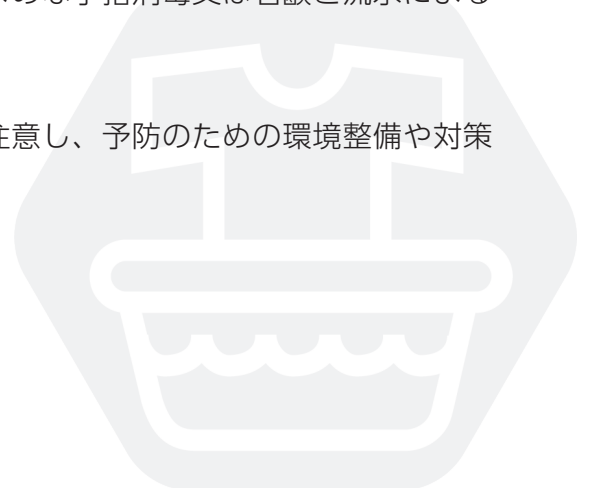
- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時清拭消毒することが重要である（アルコール消毒液を用いた清拭消毒も可とする。なお、消毒方法については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する）。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。なお、顧客の衣類等を預かるとい
 う業務の特性上、漂白剤などを用いた場合は、衣類等に影響が及ばないように細心の注意
 を払い、衣類等の保護に努めること。

⑧ その他

- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービ
 スを提供する際は、より慎重で徹底した対応を検討する。

(3) 従業員の感染管理

- 従業員は必ず出勤前に体温を計るほか、毎日の健康状態を把握する。発熱や風邪の症状
 等体調が悪い場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐととも
 に、症状に応じて医療機関の受診や検査を受ける。
- 有症状者に対する検査については、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連
 絡する対応も可能である。
- 体調の優れない従業員は積極的に休ませる。
- 職場内での濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない（ただし、自治体や保健所
 が濃厚接触者の特定を実施する場合には、その判断に従うこと）。
- これらの報告を受ける担当者（営業者、クリーニング師等）及び情報を取り扱う範囲を
 定め、従業員に周知を行う。
- 受付から返却までの各作業工程及び会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による
 手洗いの徹底を図る。
- マスク着用等の咳エチケットの周知を行う。
- 夏季の暑熱環境下でのマスク着用による熱中症に注意し、予防のための環境整備や対策
 を図る。
- 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- 従業員のユニフォーム等はこまめに洗濯する。



- 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近い等、密になりやすい環境での一般的な感染防止措置を行う。
- 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など、検査の更なる活用・徹底を検討する。
- 万が一、従業員に感染者が出て営業が一時的に継続できなくなる場合を想定し、その間の顧客対応、品物の引き渡し方法等について近隣同業者との取り決めを行っておくなど、事業継続計画（BCP）を策定しておくこと。
- ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。

(4) チェックリスト

- ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（公益財団法人全国生活衛生営業指導センターHP「新型コロナウイルス支援ポータルサイト」掲載）を活用し、感染症対策を徹底すること。

<https://www.seiei-shien.jp/taisaku.html>